令和６年９月３日作成

**大分市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業**

市内居住のひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童による高等学校卒業程度

認定試験の合格を支援するため給付金を支給するものです。



**１．対象となる方**

市内に住所を有するひとり親家庭の親又はひとり親家庭の児童であり、かつ次の①から③のすべての要件に該当する方

1. 母子・父子自立支援プログラムの策定又はその他の自立に向けた支援を受けていること。
2. 高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められるものであること。
3. 過去において、当給付金の支給を受けた者でないこと。

****

**２．対象講座**

　高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信制によるものを含む）のうち、　　　市長が適当と認める講座

****

**３．給付金の額**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 給 付 金 | 通信制 | 通学制等 |
| ① | 受講開始時給付金 | 受講料（消費税含）合計額の**４割**上限額：１０万円　※４千円を超えない場合は支給しません。 | 受講料（消費税含）合計額の**４割**上限額：２０万円　※４千円を超えない場合は支給しません。 |
| ② | 受講修了時給付金 | 受講料（消費税含）合計額の**５割から①を引いた額**上限額：１２万５千円から①をひいた額 | 受講料（消費税含）合計額の**５割から①を引いた額**上限額：２５万円から①をひいた額 |
| ➂ | 合格時給付金 | 受講料（消費税含）合計額の**１割**上限額：１５万円から①②をひいた額 | 受講料（消費税含）合計額の**１割**上限額：３０万円から①②をひいた額 |

※　受講料には「講座の受験料」「補講料」は含まれません。

**４．事前相談　　受講開始前**に、事前相談が必要です。

事前に、子育て支援課窓口で当該事業の対象となるか等相談をした上で、対象講座の指定を受けてください。

**５．対象講座指定申請　　受講開始１４日前**までに対象講座の指定を受けます

**申請に必要なもの**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 必 要 書 類 | 備　 　考 |
| １ | 受講講座指定申請書（様式第1号） |  |
| ２ | ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は戸籍抄本　　　　　　　　　　　 |  |
| ３ | 世帯全員の住民票の写し |  |
| ４ | 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類 | ※母子・父子自立支援プログラムの策定等をしていない場合は、受講開始前の事前相談を受けることで代替できます。 |
| ５ | 対象講座の詳細や入学金・受講料が書かれたパンフレット |  |

※　審査後、対象講座の指定を行った場合には「対象講座指定通知書」、却下の場合は「対象講座指定申請却下通知書」にて通知します。

**※　高卒認定試験は毎年８月と１１月に行われます。**

****

**６．給付金の申請　(対象講座の指定を受けた方)**

**１．受講開始時給付金**受講開始日から**３０日以内**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 必 要 書 類 | 備　 　考 |
| １ | 給付金支給申請書兼請求書（様式第3号） |  |
| ２ | ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は戸籍抄本　　　　　　　　　　　　 |  |
| ３ | 世帯全員の住民票の写し |  |
| ４ | 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類 | ※母子・父子自立支援プログラムの策定等をしていない場合は、受講開始前の事前相談を受けることで代替できます。 |
| ５ | 対象講座指定通知書の写し | 受講前に市から送付された決定通知書 |
| ６ | 領収書の写しや受講開始の分かる書類 | 受講施設の長が発行したもの |

**２．受講修了時給付金**　受講修了日から**３０日以内**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 必 要 書 類 | 備　 　考 |
| １ | 給付金支給申請書兼請求書（様式第3号） |  |
| ２ | ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は戸籍抄本　　　　　　　　　　　　 |  |
| ３ | 世帯全員の住民票の写し |  |
| ４ | 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類 | ※母子・父子自立支援プログラムの策定等をしていない場合は、受講開始前の事前相談を受けることで代替できます。 |
| ５ | 対象講座指定通知書の写し | 受講前に市から送付された決定通知書 |
| ６ | 受講修了証明書 | 受講施設の長が発行したもの |
| ７ | 領収書の写し | 受講施設の長が発行したもの |

**３．合格時給付金**合格証書が発行された日から**４０日以内**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 必 要 書 類 | 備　 　考 |
| １ | 給付金支給申請書兼請求書（様式第3号） |  |
| ２ | ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は戸籍抄本　　　　　　　　　　　　 |  |
| ３ | 世帯全員の住民票の写し |  |
| ４ | 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類 | ※母子・父子自立支援プログラムの策定等をしていない場合は、受講開始前の事前相談を受けることで代替できます。 |
| ５ | 対象講座指定通知書の写し | 受講前に市から送付された決定通知書 |
| ６ | 合格証書の写し | 文部科学省が発行したもの |

**※　受講修了日から２年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給します。**



**７．受給できない場合**

対象講座指定申請後、次のような変化があった場合は、事由発生後14日以内に下記までご連絡ください。

* + 母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなった時

（こどもが２０歳に達した、結婚した等の理由による）

* + 大分市から転出したとき
	+ 受講を取りやめた等の支給要件に該当しなくなったとき

また、偽りその他不正な手段により給付金を受けた場合は、その全額を返還していただきます。

≪お問い合わせ先≫　〒870－8504　大分市荷揚町２番３１号

　　　　　　　　　　大分市子育て支援課　管理・自立支援担当班

　　　　　　　　　　　　　　℡０９７－５３７－５６１９　(直通)